

平成24年3月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(行コ)第360号 損害賠償請求控訴事件

(原審・千葉地方裁判所平成23年(行ウ)第3号)

平成24年1月25日口頭弁論終結

判 決

千葉県船橋市高根台六丁目45番17号

控 訴 人

千葉市中央区市場町1番1号

被 控 訴 人

千葉県知事 鈴木 栄 治

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

同 指 定 代 理 人

同

同

同

同

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1. 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、学校法人千葉朝鮮学園に対し、1124万円を支払うよう請求せよ。

第2. 事案の概要

原判決の事実及び理由中第2に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決2頁4行目の次に行を改めて次のように加える。

東京高等裁判所

「 原審は、控訴人の請求を棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。」

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由中第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決7頁26行目末尾に次のように加える。

「そして、上記の観点からすると、憲法89条後段の公の支配に属しない教育の事業とは、公の権力が教育内容の全てについて支配が及んでいる事業以外の事業を意味するわけではない。換言すれば、公の権力が教育内容の全てについて支配が及んでいなくても、公の支配に属するといえる場合がある。」

(2) 原判決9頁10行目の次に行を改めて次のように加える。

「 さらに、控訴人は、私立学校に対する公的助成は、私立学校の基礎となっている特定の信念、主義、思想等を助長することにより、思想、良心及び学問に対する国家等の公正、中立性が損なわれる場合には、許されないのであって、朝鮮学校で行われている教育内容は特定の信念、主義、思想等を助長する反日教育であり、その思想等は国家等の公正、中立性を損なうものであるから、補助金の支出は許されない旨主張する。しかし、私立学校は、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針によって社会的に存在意義が認められるのであり、特定の信念、主義、思想教育も教育基本法、学校教育法の許容する限度において認められるところ、本件学校において、公教育の趣旨から逸脱した内容の反日教育が行われていることを認めるに足る的確な証拠はない。したがって、本件学校への補助金の支出により思想、良心及び学問に対する国家等の公正、中立性が損なわれるということとはできない。」

(3) 原判決10頁13行目の次に行を改めて次のように加える。

「 控訴人は、朝鮮学校での日本人拉致事件、大韓航空機爆破事件等についての教育内容を引用し、教育内容が反日教育であれば教育課程に関係なく公益性がない

旨主張する。しかし、本件学校において、在日朝鮮人子女に対し、学校教育法に基づく初等、中等の普通教育をおざなりにし、真実と著しく異なる特異な思想内容に基づく反日教育が行われているのであれば格別、そのような反日教育が行われていることを認めるに足る的確な証拠がない以上、控訴人の上記主張は採用することができない。」

(4) 原判決12頁5行目の次に行を改めて次のように加える。

「なお、控訴人は、被控訴人が、平成22年12月15日の産経新聞の記事(甲13)から本件仮差押えの事実を把握することができたにもかかわらず、同月20日に補助金を支出した旨主張する。しかし、上記記事から直ちに本件法人の経営の健全性が疑われるともいえない。また、上記補助金の支出は概算払であり、被控訴人は、本件法人からの実績報告を受けた上で交付額を確定しているのである。そして、本件法人の実績報告書(乙18の1、2)の記載からは、財務状態が急迫している事情や補助事業等の執行が著しく適正を欠く事情をうかがうことはできない。」

2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官



裁判官



東 京 高 等 裁 判 所

裁判官



東京高等裁判所